

原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書

福島第1原発は、事故から4年が経過した現在においても、収束の見通しが立っていない。原発事故に伴う政府避難指示区域は、年間線量50ミリシーベルト超の「帰還困難区域」、同20ミリシーベルト超50ミリシーベルト以下の「居住制限区域」、同20ミリシーベルト以下の「避難指示解除準備区域」の3区域に再編されている。これに加えて、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点は、世帯ごとに「特定避難勧奨地点」に指定された。

しかし、政府避難指示区域外から避難する人や、避難しない場合でも、被ばくを避けるような生活を余儀なくされている人は大勢いる。

自主避難者については、政府の支援施策や東京電力からの賠償も十分ではなく、自主避難している人については、政府による人数の正確な把握すらできていない。

今、求められているのは、政府避難指示区域の内外を問わず、原発避難の実態を正確に把握し、現実を直視し、長引く原発事故の影響を踏まえた抜本的な対策を求める。

記

- 1 予防原則に基づき原発事故被害者が幅広く健診を保障され、医療費の減免が受けられるように「原発事故子ども被災者支援法」第13条第2項・第3項の具体化のための立法措置を行うこと
- 2 住宅の確保を実現して生活の基盤を守るために、2016年末までになっている原発事故避難者へのみなし仮設住宅の供与期限を延長し、福島県内外の避難者の避難先での住宅問題について十分な実態調査を行い、仮設住宅等への供与期限の延長及び新たな立法措置を含む今後の住宅政策に反映すること
- 3 被災者の声を反映した支援を実現する仕組みをつくること
- 4 被災した子どもたちが心身を回復することを目的とした保養を定期的に行えるように制度を構築すること

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣特命担当大臣 様